

## 第 25 回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 22 年 3 月 26 日(金) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 20 分まで
- (2) 場 所 本庁舎 2 階 第 1 特別委員会室
- (3) 出席者
  - ア 委 員  
美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英  
藤田一巳 森岡幸江
  - イ 県 側  
総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹  
農林総務課主幹 入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長  
警察本部会計課次席  
県北建設事務所主幹兼事業部長
- (4) 次 第
  - ア 開会
  - イ 議事
    - (ア) 報告事項
      - a 総合評価方式の実施状況について
      - b 現場代理人の常駐義務緩和措置の試行について
    - (イ) 審議事項
      - a 抽出事案説明書の様式(福島県入札制度等監視委員会運営規程)の改正について
      - b 県発注工事における元請・下請関係の適正化の取組みについて
    - (ウ) 各委員の意見交換
    - (エ) その他
  - ウ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから、第 25 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。  
議事につきまして、美馬委員長よりよろしくお願いいたします。

#### 【美馬委員長】

これから議事に入ります。

まず、本日の議事に進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が 2 件、審議事項が 2 件、合計 4 件でございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、「総合評価方式の実施状況について」です。事務局、説明をお願いします。

#### 【入札監理課長】

(資料 1 に基づき説明)

#### 【美馬委員長】

ありがとうございました。総合評価方式の実施状況ですが、工事に関しましては、11 月に見直した以前と以後の比較が中心になっています。そして、測量等委託業務につきましては、試行ということで件数は多くないのですが、主として工事とどういう違いがあるのかというような点について報告がございました。質問等がございましたらお願いします。

#### 【安齋委員】

工事の総合評価方式に関しての感想ですけれども、価格の逆転件数がかかり是正されたので、結果的には良くなったなど。やはり、基本的には価格競争がメインで、総合評価方式は経済学では非価格競争といいますから、あまり好ましくないとは思っていました。そういう意味で、逆転

件数があまりにも多くてはおかしいのではないかとということで配点割合をいろいろ考慮してもらったのですが、配点割合に関しては、今後とも業界の要望なども加味して、より一層検討してほしいと思います。

それから、測量等委託業務の総合評価方式の試行に関しては、これはダンピングがあまりにもひどすぎるという状況があって試行を始めたのですが、これも結果的には良いかなと。そろそろ試行ではなく本格導入でもいいのかなどという個人的な感想を持っています。

**【美馬委員長】**

意見を交えてのお話でございました。他にいかがですか。

ちょっとお聞きしますが、総合評価方式になると入札参加者数が減るとするのは、やはり入札参加者に一定の負担があるということなのでしょうか。

**【入札監理課長】**

実地調査等まではしておりませんので推測になりますが、総合評価方式は、単に入札金額を入れるだけではなくて、これまでの実績、あるいは県が評価する項目に関するいろいろな資料等を併せて提出しなければならないということがございまして、さらに、標準型や簡易型の場合には、工事の現場に則した技術提案なり施工計画なりを作成した上で一緒に提出しなければならないということで、ある程度労力がかかるような制度となっております。したがって、たまたま落札できれば良いなというような形で入札に参加するには、かなり負担があるということはあると思います。もう一つには、基本的に地域貢献の評価が含まれておりますので、技術力も小さく地域貢献もない、つまり、地域の外で技術力に自信のない企業が、評価点数をなかなか取れないだろうということで入札参加をあきらめてしまうということも考えられます。そのようなことで少なめになっているのではないかと思います。

**【美馬委員長】**

そうしますと、応札者は地域の条件に合う企業が多くなるという傾向はみられますか。

**【入札監理課長】**

そういう観点での総合評価に関する調査まではしておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、推測から申し上げますと、そのような傾向があるのではないかと思います。その辺につきましては、今年度1年間の分析結果を、来年度にお示しする機会もございまして、その際に数字的なものでお示しできればと思います。

**【美馬委員長】**

総合評価方式の工事の分野について、今回11月に見直しを行ったのですが、その前後における顕著な違いというのは、どういうところにありましたか。

**【入札監理課長】**

配点を見直した評価項目の入札結果に対する影響というものは、かなり少なくなったということが一つと、あとは選択項目の導入がございましたので、場合によっては、地域貢献をしてきたのに県の評価となかなか合わなくて評価されないという気持ちになっていた企業が、自分の得意分野で評価されるような部分ができってきたということで、入札参加意欲が出てきているのではないかとということも考えておりますが、いずれにしても、まだ180件程度しか件数がございませぬので、具体的な数字等でこのように違っておりますというところまでは、なかなかまだお示しできるような状況ではございませぬ。

**【美馬委員長】**

はい。他にいかがですか。

11月以降の基準の適用案件はまだ少ないので、来年度続けていけば、その傾向が分かるかもしれません。また、総合評価方式に企業が慣れてどういう傾向が出てくるかということも、ある程度明らかになるかもしれませんね。総合評価方式に慣れてないという面もあるかもしれませんので、今後慣れてくれば一つの傾向が現れてくるのかもしれない。

**【安齋委員】**

総合評価方式は前にも検討しましたがけれども、施工能力のない業者の参加を排除するには非常に良い方法なのです。ただし、配点によっては価格逆転というマイナス面があります。また、業界等からは地域社会に対する貢献度というものがよく分からないという意見を聞きます。現在、県ではボランティア、消防団、災害復旧等といった形で評価していますが、これに代わるようなも

のは他県の事例等で何かあるのでしょうか。なかなかないのでしょうかね。

**【入札監理課長】**

本県では、総合評価方式について試行を継続してきた中で、入札制度改革に正面から取り組んできた関係もございまして、総合評価方式の評価項目も含めた内容は、他県に比べてかなり充実していると考えております。福島県で評価していない部分を評価している県もあるとは思いますが、基本的に、福島県はかなり多様な評価をしている状況にあると考えております。

**【安齋委員】**

業界から具体的な提案は出ていますか。

**【入札監理課長】**

それぞれの企業ごとに、自分たちがこういうことに取り組んでいるので評価していただけないでしょうかといった個別の問い合わせ等ではありますが、やはり業界の中でも、規模の大きい企業と小さい企業、あるいは、評価対象になっている取組みをやっている企業とやっていない企業がございまして、業界団体としての統一した形での要望というところにまでは至っていないというような話を聞いております。

**【美馬委員長】**

地域貢献については、定着してくれば、それに向けて企業も努力してくるので、業界全体が積極的に対応してくることになるのではないかという気はいたします。こういう形で評価されますよということが定着すれば、それに向けて企業はその点数を上げるために努力してくると思います。

**【芳賀委員】**

地域貢献というものと施工力というものが、ある部分で一緒になっている部分があるのではないかと、地域貢献というものは建設業になじまないものが多いのではないかとというような声も聞こえてきます。これは、企業の規模等によって明らかに違うことですが、例えば、大きな企業であると子育て支援等で有利であるとかですね。また、優秀な技能者を表彰しようということで県や国が実施している制度に優秀施工者顕彰というものもあるのですが、建設産業が人材不足で悩んでいるということも考えて、優秀な技能者を一生懸命育てている企業についての評価、また、そういう受賞者についての評価があったら良いのではないかと、そういうものによって、地域貢献だけではなくて技術力が若干でも評価されてくるのではないかとといった声を耳にしています。

**【美馬委員長】**

はい。公共工事の性格を持つという意味では、地域貢献は一つの重要なテーマですし、もう一つには、価格だけではなくて品質の維持ということも重要なテーマだと思います。また、雇用の場を確保するというような県の行政政策の面からの評価項目も入れて、きちんとそれを地域の企業にやっていただくということも重要ではないかというように思います。

**【芳賀委員】**

御存知のとおり、建設産業では、川上から川下までということで、設計から施工まで一連の流れで仕事が行われます。その中で一番大切なのは、設計がきちんと行われることではないかということで、測量業務委託等の場合などは測量士などが資格者として必要なのですが、今は、技術士法上、国家資格として技術的にもかなり高度な技術を持ち、なおかつ、公平な目で見られる技術士資格者があるわけですので、そういうものを活用した評価の仕方があってもいいのではないかとという声が測量関係からだいぶ出ています。

**【美馬委員長】**

はい。新しい技術水準あるいは技術の資格が出てくれば、そういうものも取り入れていかなければならないということは確かだと思います。そういう面でも、総合評価方式の評価項目については、今後の検討課題かと思えます。他に、皆さんいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、2 番目の報告事項「現場代理人の常駐義務緩和措置の試行について」です。報告をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料2に基づき説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。現場代理人の常駐義務緩和措置ですが、応札なしということもなく

すために、平成 20 年 5 月から、予定価格が 1,000 万円未満の工事を対象にして緩和措置をした結果が報告されました。承認件数はそんなに多くはなかったのですが、施工管理や安全管理では問題にならなかった。応札なしが減ったかどうかについては微妙な面もありますけれども、一定の効果はあったのではないかとことです。今後の対応としましては、もう少し対象を広げて試行したいということで、建設業法に抵触しないということを前提にしまして、2,500 万円未満の工事を対象としていずれかの工事金額が 1,000 万円以上の場合には、同種工事に限定するという試行を行いたい。そして、現場ごとに安全衛生責任者を専任させるということです。工事現場は同じ土木事務所管内という条件は継続して試行したいということでございます。これは、入札制度に直接かかわるものではありませんので、報告事項ということになっております。この件につきまして、何か御質問がありましたらお願いします。

**【安齋委員】**

この試行に関して、私は賛成いたします。というのは、業界から意見聴取をしたときに、現場代理人の常駐義務はきつすぎるのではないかと意見が多くありましたので。それと、もう一つ客観的にいうと、これはコストアップの大きな要因の一つだったのです。そういう意味では、問題がなければこの規制を緩和しても差し支えないと思います。現実には試行してきても、今までのところ品質確保に問題等は特にないので、緩和を拡大しても差し支えないと思います。

**【芳賀委員】**

私も基本的には賛成です。それで、今ほど応札者が少ないから現場代理人を掛け持ちという話がありましたけれども、少し別な角度からお尋ねしたいのですが、今、国土交通省などでも縦割り行政をなくするという動きがあって、実現されるかまでは分かりませんが、例えば、土木事務所管内で 1,000 万円程度の工事が 3 件くらい仮にあった場合に、それをプールして発注するというようなことを県の方で検討されたことはあるのでしょうか。

**【技術管理課長】**

私の方からお話させていただきます。小さな工事をまとめて発注することの検討はいたしましたが、現場が離れた工事を一括で発注しますと、同時に 3 箇所、4 箇所が施工されるということになり、現場代理人は当然各々の場所にはいないということになります。そういうことを考えますと、品質の確保や安全の確保という面からやはり無理があるんじゃないかとということで、やはり一定程度の範囲では現場代理人に常駐していただきたいという観点から、検討はしましたけれども、そこまで踏み込むことはできなかったというのが実状でございます。

**【美馬委員長】**

現場代理人は基本はやはり常駐であると。これを緩め過ぎると問題があるので、緩和措置ということで、基本は常駐ですけれども、場合によっては緩和しますよ、申請に応じて緩和しますよという形が現状であるということのようです。他にいかがですか。

**【岩渕委員】**

原則は 2 か所という、どのような場合を例外に考えているのか教えてください。

**【入札監理課長】**

2 か所に限定している趣旨は、現場代理人が仮に複数の現場を担当されますと、例えば 1 か所目の現場で指示をして、次の現場へ行ってまた指示をして、その指示をした内容がきちんとなされているかを確認してということを複数の現場で行うわけですから、一人で対応できるのは 2 か所だろうということであります。例外、つまり 3 か所目等が OK となる場合はどういう場合かといいますと、契約が複数に分かれていても実質的に一つの現場として管理可能な、例えば現場が隣接している工事について、追加で発注になり、それが別発注になったために契約が複数になったというような場合、近接工事というような言い方をするのですが、そういう場合に同じ方が落札されたときには 1 本の工事として再算定して契約金額を精算するような形をとりますが、そういう場合には、それは近接工事として OK にしましょうというような考えでございます。

**【美馬委員長】**

近接工事、要するに、実質的には 1 つと考えて良いような場合だということのようです。

**【岩渕委員】**

近接工事ということで、今説明したものに限定されるわけですか。例えば、同じような工事が別のところに 2 つ以上あったようなときはどうなのですか。

**【入札監理課長】**

近接工事に限定して、2つを超えてOKになるということでございます。

**【美馬委員長】**

ありがとうございます。他にいかがですか。それでは、このような形で試行していただきたいと思っております。

ここで、5分ほど休憩をとりたいと思っております。14:55に再開したいと思っております。

《休憩》

**【美馬委員長】**

それでは再開します。審議事項ア「抽出事案説明書の様式の改正について」でございます。まず、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料3に基づき説明)

**【美馬委員長】**

はい、ありがとうございました。この委員会の主たる議題の一つであります抽出案件の説明書を変更するというものでございます。総合評価方式に合致する様式に改めるということと、入札の経緯の日付けを明確にするということの二つが主たる改正点であります。総合評価方式が基本になりましたので、抽出案件もそれをベースに考えると、新しい様式にした方がいいのではないかとこの提案でございます。

まず、質問を頂きたいと思っております。いかがですか。

それでは、御意見等を頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

私たちの審議に使用する様式ですから、使いやすいものにしていく必要があると思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

**【美馬委員長】**

はい。それではこのような形にしたいと思っております。

それでは、審議事項イ「県発注工事における元請・下請関係の適正化の取組みについて」でございます。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

(資料4に基づき説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。工事は元請だけではなくて下請を活用して行われるということをご前提としまして、元下関係の適正化、具体的には元請が有利な立場を利用して、下請に無理難題を押しつけることを防止すると。そして、これを通じて品質確保をしていくということとあります。さらに、もう一方では、契約条項をきちんと定めることによって責任体制を明確にし、そして、チェックリストを作ることによって、日常の運営体制として契約の内容がきちんと行われていることを確保するということが目的でございます。前回の委員会においても、最低制限価格を上げることの効果が、元請だけに出るのではなくて、きちんと下請にも波及するよということと、元請と下請の関係を適正化してほしいという要望がありました。ただいま説明いただきましたのは、現在行われている元請・下請関係の適正化についての取組みです。現在行われている実施体制等がこうなっているということの説明でございました。まず、御質問等がありましたら頂きたいと思っております。

**【齋藤委員】**

現状の報告ということなんですが、そういったしますと、この資料4については、新たにフォーマットを作られたとか、あるいは改訂されたという内容は入っていないのでしょうか。

**【入札監理課長】**

経過から御説明いたしますと、前回、最低制限価格の引き上げについて御審議いただいた際に、元請・下請関係の適正化については継続して審議していきましょうということになりましたが、平成20年1月に最低制限価格を引き上げた際にも、同様の御意見を頂きまして、その御意見を受けまして、福島県におきましては、元請・下請関係の適正化の対策について、かなりの強化を図っております。例えば、下請契約書そのものをすべて県に提出していただいて県の方でチェッ

クする。また、1次下請だけでなく、2次下請、3次下請等においても、元請側になっているすべての会社にチェックリストで適切な契約手続きを踏んでいるかきちんと確認していただきながら契約をしていただく。あるいは、施工体制のプロセスチェックということで、随時工事の監督をする場面でもチェックをしていくというような形で対策の強化を図ったところでございます。基本的には、最低制限価格の引上げ等が適切に下請関係にも及んでいくような仕組みを県としては一度構築したというように考えております。ただ、今回のように具体的にどういう形で取り組んでいるかというところまでは御説明したことがございませんでしたので、そこを皆様方にきちんと御説明した上で御意見等を頂き、もし必要な改善点等がございましたらと考えまして、本日は御説明させていただいたところでございます。

【美馬委員長】

平成20年1月に最低制限価格を上げたときの要望を踏まえて県が作ったものがこれだということで、体系的に説明いただいたということだと思います。

【齋藤委員】

先日の業界の方々の聞き取り調査の中でも、元請・下請関係というものはなかなか難しく根深いもので、例えば、下請110番等があったとしても、元請から仕事に来なくなるのではないかと。ということで、不満があったとしても、なかなかそこに110番することができないんだというお話を伺いました。平成20年1月以降からの取組みだということで、確かに内容は非常に立派なものだと思います。ですが、実際にこのチェックリストは元請さんの自己申告ということだと、「いいえ」にチェックを入れたらまずいわけですから、やはり「はい」にチェックを入れると思うのです。そこで、実際にそうなのかというような、裏付けといいますか、そういう調査や監督といったことは、どのようなところまで発注者側としてやっていらっしゃるのでしょうか。

【美馬委員長】

要するに、形だけでは不十分なので、それをどうチェックするかという問題が一つあるだろうと。チェックの体制についてはどうですか。

【入札監理課主幹】

提出を受ける契約書や通知書等の直接的な窓口は、現場の監督員になります。そして、実際に提出された工事の請負額や概要などといった契約の内容について監督員が発注設計書と見比べまして、乖離が大きいという場合には、その内容について元請に対して指導していくというようなこととなります。併せて、工事現場における施工体制点検チェックリストに基づいて、きちんとした体制で適正に工事が施工されているのか、監督員が現場に出向いてチェックをするというようなことをやっております。監督員がチェックしたものににつきましては、事務所の担当課長、それから最終的には事務所長が確認をしてというような形で内容を確認しております。

【美馬委員長】

今の説明ですと、基本的には現場に任せているということになるのですか。そして、もう一つ、建設業法遵守状況等実態調査とは、どういう関係があるのか説明をお願いします。

【建設産業室長】

私どもの方で建設業法を所管しておりますので、建設業法遵守状況等実態調査について説明いたします。元下要綱に基づきましては、ただいま説明ありましたような指導等を行っておりますが、それとは別に、建設業法に元下間の適正な契約等について規定されておりますので、その実態について、毎年、各管内から4工事くらいずつ抽出しまして、元請企業と下請企業とを別々に調査、指導しているところでございます。その内容としましては、適正な契約がなされているか、適正な支払いがなされているか、あるいは建設業法に基づいた適正な技術者の配置がなされているかというような点について、直接会社を訪問いたしまして調査や指導等を行っております。契約につきましては、基本となるものに下請標準契約書というものがあるわけですが、実態としますと、単なる請書だけで発注しているようなものも調査において見受けられまして、そのようなものについては、その場で直接指導しております。以上のように、元下要綱によるもののほかに、建設業法に基づく適正な契約がなされているか調査指導しているところでございます。

【美馬委員長】

元・下要綱による取組みについて、現場任せなのかということについてはどうですか。

【入札監理課主幹】

要綱に基づいて、現場での判断というものを重視して行っております。

【美馬委員長】

今の話を聞きますと、建設業法遵守状況等実態調査の内容と県独自で作った元下要綱による適正化の取組みの内容は、必ずしも一致はしていないということですね。

【建設産業室長】

建設業法遵守状況等実態調査の際には、元下要綱に基づき工事完了後 2 か月以内に県に提出される下請報告書等も利用しながら、帳簿の照らし合わせ等を行っております。

【美馬委員長】

利用はするけれども、体系としては違うということですね。

【建設産業室長】

はい。

【美馬委員長】

分かりました。他にいかがですか。

【田崎委員】

契約に当たっては、やはり工事の内容に見合った適正な金額が支払われるかということが一番問題であって、こういう金額で契約しましたといっても、その金額が本当に妥当な金額かどうかというチェックはどのようにしているのでしょうか。また、元請が万が一倒産したときに、下請はどういった保護をされるのかということと、下請 110 番について、下請の方がこれを良い方法だと思って活用されているのかといったことをお聞きしたいのですが。

【美馬委員長】

はい。金額の妥当性が非常に重要な問題じゃないか、倒産時の体制はどのようになっているのか、下請 110 番は機能しているのだろうかということですが、いかがですか。

【入札監理課主幹】

下請金額が適正かということにつきましては、元請が契約する場合、通常、数社の下請の会社から見積書の提出を求めて、最も安い金額の会社を下請に使うというようなことがあります。民間の通常の経済取引となりますので、県ではその金額について具体的にこうあるべきだということまでは指示することができないところです。

【美馬委員長】

倒産のときの問題はどうですか。

【入札監理課長】

元請企業が倒産した際に、工事は施工したのだけれども、その分の代金を倒産した元請企業から下請企業が支払ってもらえなくなってしまうことについての手立てにつきましては、この適正化の対策の中でそこまでの対応はできていません。ただ、国におきまして、下請工事代金の中から保険のような形で一定金額をプールして、倒産等があった際に担保していくというような仕組みを構築する動きがございますので、そういうものによる保険的な形での対応になってくるのだろうというように考えています。

【美馬委員長】

もう一つ、下請 110 番の問題はいかがですか。

【入札監理課長】

はい。下請 110 番につきましては、下請の企業の団体の中では非常に認知はされておりまして、団体としては活用していこうというような動きをしているとは聞いておりますが、現実には下請 110 番ということでの通報はないというのが現状です。下請と元請との関係において、やはり下請の方々の方から取引先を通報するようなことはしづらいということがあるのだろうとは思いますが、そういう状況にもかかわらず、どうしても我慢ができないから何とかしてほしいというようなときの対応も必要あるだろうと考えまして、このような制度を設けているところでございます。取引先との関係の方が大切だということで対応しないという選択をされているのであれば、そこにまで県の方から介入をするということまでは困難であるというように考えております。

【美馬委員長】

はい、ありがとうございました。先ほどの金額の問題ですが、これはやはり民間同士の契約なので、それに対して県がこうしろああしろとはなかなか言いづらいということです。倒産の問題

は、やはり国全体としてどのようにこれを保障するのか、一種のセーフティーネットをどう確保するかという問題でして、これもある程度、国が指導しながらやっていかざるを得ないと。もう一つ、下請 110 番の問題を含めてですが、平成 20 年に委員会の指摘を受けて作ったということですが、この内容の元下要綱ができたのは平成 20 年の 7 月くらいですか。

【入札監理課長】

平成 20 年の 2 月です。

【美馬委員長】

平成 20 年の 2 月にできたということからすると、まだそんなに間もありませんし、そういう意味で、これが十分に機能しているかどうかというのはまだ難しいかもしれません。こういう要綱を作ったわけですが、実際の運用面では下請の方に不満が残っているかもしれません。ただ、作ってまだ間もないものですから、今後、徐々に定着してくるのではないかと期待は持っています。他にいかがですか。

【建設産業室長】

下請の保護制度でございますけれども、国の方で下請セーフティーネットということで、元請が倒産した場合、その手形等の処理について、ファクタリング会社で買取りをするという制度があったのですが、国の経済対策の中で、今年 3 月からは、その債務を保証するという保険制度のようなものができておりますので、国においても、制度の周知等を行っていると思っております。県としましても、機会があるごとに、そうした制度の利用について働きかけをしているところでございます。

【美馬委員長】

はい、ありがとうございました。他にいかがですか。

【安齋委員】

下請報告書の件なんですけど、資料 4 に「下請負報告書」と「下請報告書」という文言が出てきますが、これはどちらが正しいのですか。

【入札監理課主幹】

「下請負報告書」が正しいです。

【安齋委員】

「負」が入るのが正しいんですね。分かりました。それから続いて、今までの発言にもありましたように、県の方でもいろいろな形で制度設計しているのですが、制度設計と運用は非常に難しいんですね。検証委員会のときに大枠に関しては制度設計をしました。そして、細かな運用については、県や国の状況、あるいは他県の動きをみて、いろいろ直していきましようという形で決めました。ただ、実際にうまく運用されるかということになると、それは非常に悩むところです。それから、資料 4 の 1 頁にある施行体制事前提出方式というのは、オープンブック方式のことで、オープンブック方式をもう少し拡大しませんかという提案はこれまで何回かしていたのですが、それについてはどういう考えでしょうか。もう一つ、オープンブック方式で予定されていた下請業者と実際契約した下請業者がイコールかどうか、あるいは、条件が同じかどうか、そのチェックはやっているのでしょうか。

【入札監理課長】

オープンブック方式の拡充という提案につきましては、前回は安齋委員からお話しをいただきましたが、その際に、オープンブック方式は、県側も、それから参加されてくる企業側も、かなり提出資料の関係で負担が大きいので、拡大というのはなかなか困難な状況にあり、試行しながら研究を続けているところでもありますというお答えをしたのですが、やはり今現在で申し上げられるのは、同じ状況でございます、どうしても労力の負担がかなり大きいものですから、できるだけ工事金額の大きいものを中心に抽出しながら、現時点ではオープンブック方式の試行を続けているという状況でございます。なお、契約の条件等につきましては、基本的には確認をさせていただいて、不一致のある場合には、入札参加資格制限の対象となるようにしております。

【安齋委員】

オープンブック方式は宮城県で開発した方式です。以前調べたことがあるのですが、宮城県では、この程度なら十分できるという試行をした上でスタートしたもののようです。それで、当初は国交省の方で反対したらしいのですが、宮城県は実施したのです。ところが、最近になって、下



請を守るには現行の中でこれが一番良い方式だということで、国交省がオープンブック方式を推進しているはずですよ。そのような記事が業界紙に出ていますので。そういう意味では、県では遅々として進まないなという感じが一つあります。それから、オープンブック方式で予定されていたものと、実際の下請業者の名前とか金額がイコールであることを確認しているということですが、チェックリストかなにか作っているのですか。

**【入札監理課長】**

現在は国がオープンブック方式を宮城県のようにやり始めているというような状況ではございません。マスコミ情報等を通じて、そういう情報が入ってきているところでございます。宮城県で、取組みが進んだ理由といたしましては、オープンブック方式専用の電算システム等がございまして、そういうもので労力負担がかなり軽減されている。あるいは、入札に参加される側も、オープンブック専用の資料作成用ソフトがあって、それにより対応ができていたという部分があるかと思えます。ただ、福島県の場合は、すべて人的に対応せざるを得ないこともあって、労力的にかなり負担となっているというのが現状でございます。もう一つ、チェックリスト等があるのかということですが、どこの下請企業かということ、それから、どの程度の金額で契約するかという内容でございますので、特別にチェックリスト等の作成はしておりません。

**【安齋委員】**

チェックリストがないとチェックした証拠が残らないので、やったかどうか分かりません。そういう意味で、チェックリストというのは大事な証拠書類なのです。きちんとチェックしたということであれば証拠として残すべきだと思います。その辺をきちんとやらないと後でいろいろな問題が起きますので、チェックリストを作った方が私は良いと思います。

**【美馬委員長】**

現状はこうなっているということでございます。他に質問はいかがでしょうか。

それでは、意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

出ております意見は、やはり、形を作るだけではなくて、実際の運用をどうするかということが大になると。また、きちんとチェックリストを作って、後でも検証可能なようにしておく必要があるのではないかと。もう一つは、オープンブック方式というものが、元下関係の適正化には有効な手段ではないかということでもあります。他に御意見がありましたら頂きたいと思います。いかがでしょうか。

やはり、こうした対策に実際に取り組んでいる中でも、下請の方々にはまだ不満が残っているのでしょうか。

**【入札監理課長】**

満足できる金額で下請契約が締結できるかどうかということであれば、もともと元請企業が県の発注の中で競争をした上で受注しているわけですから、元請企業もおそらく十分満足した金額で落札しているということではなくて、かなり努力をして金額を引き下げて契約をしていると思われまして、下請企業に対しても元請企業としては努力を求めて契約をしているのだろうと考えられますので、不満がまったくなくなるということはありません。ただし、不正な、あるいは不当な金額での契約、あるいは、以前も話が出ました交渉がなく金額を指定して契約をされてしまうというような手続き上問題となる形での契約というものは、なくなると困ると考えておりますので、そういった観点から契約に至るまでの過程が適切になされているかということについて、きちんと対応していかなければならないと思います。しかしながら、契約金額について、あと 10 万円もらえたらとか、あと 100 万円多かったらという部分までの対応は、県としてはなかなか難しいところでございます。

**【美馬委員長】**

そうですね。元請の受注が非常に低い金額になれば、ある程度は下請にもその影響が出てしまうと。そういう実状は分かりますね。ただし、指値ということで、一方的に下請の金額が決められてしまうということについては、そういう手続きは良くないということを周知徹底する必要があると思います。他にいかがですか。

**【芳賀委員】**

これは一般論でございますけども、最低制限価格が上がったということとイコールで下請にその効果が出るのかということについては、個人的には非常に疑問を抱いております。現実問題と

して、まず営業利益率等を見ますと、去年の実態等を考えてみても極めて良くないのです。そうすると、あくまでも一般論ですけれども、まずは下請よりも自分の会社の存続であり、利益を上げて累積赤字を消すことだということになってしまうのではないかと。そうしますと、民民契約だから行政的な指導が介入することは難しいということでしたが、業界団体等に対して県側で強くコミュニケーションをとって要請していかないといけないのではないかと思います。ほんの少しでも契約金額が上がればあとは我慢しなくてはならないというような希望しか下請業者さんは持っていないという現状ではないかなと思います。

**【美馬委員長】**

要するに、契約金額をいくらにしろということまでは、県が直接指導するわけにはいかないけれども、今回のように最低制限価格を上げたら、それが下請にもメリットとして波及するよというよという大枠での指導は必要なのではないかということだと思います。今回、最低制限価格を上げるに当たって、そういうことを是非実現してほしいということは、この委員会の意向でしたので、個々の契約金額については直接指導できなくても、ぜひ下請にも最低制限価格引上げのメリットが波及するよというよという指導はしていただきたいと思います。

**【入札監理課長】**

先ほどの説明で、県としては民間同士の経済取引に介入するわけにはいかないという御回答をいたしましたけれども、そういう形ではなく、今ほど委員長がおっしゃられたよな形での、指導といいますか、元請側の団体等に対して県として要請やお願いをしていくよな形で対応することは可能なのではないかと考えますので、どのよな対応ができるか検討してみたいと思います。

**【美馬委員長】**

はい。他にいかがですか。

今回につきましては、現在県が行っている対応策はどうなっているかという説明でございました。今後、また意見聴取等をした中で、下請等からいろいろな意見が出てくるかもしれません。そういうものを踏まえながら、対応策が実際にきちんと運用されるよ努力していただきたいと思います。そしてまた、これで完璧ということはありませんし、国の方でも、元請・下請関係の適正化ということについては真剣に取り組んでいるよですので、それらも踏まえまして、今後とも検討課題になるよように思います。ぜひ継続的に検討していただきたいと思います。

それでは、この案件はこれでよろしゅうございますか。

(異議なし)

**【美馬委員長】**

それでは審議案件は終わりました、その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

**【芳賀委員】**

総合評価型の入札方式につきましては、ちょっと検討を要するのではないかと思うことがあるよのですから、御説明いたします。まず、特別簡易型についてですが、いわゆる加算点の高い低いでほとんど決まっていきますよので、企業は入札に参加される方々を想定し評価基準価格も考えてもう無理だよということで、入札参加者が自ずと限定されてしまうよということがあるよと思います。次に別な角度から、簡易型というものを考えてみます。簡易型についても、加算点ということから考えてみた場合、施工計画で文章を書いて 10 点だったよと思いますが、これについて業界でも非常に慣れてきている部分があるのではないかよと思います。例えば、入札に参加された方が 5 人いて、その中に 10 点を取る方が 3、4 人いて、皆さんが評価基準価格周辺で応札してきたとすれば、結果は、持ち点の高い人が落札するよということになります。私からすると、そういう傾向になりつつあるよように考えられます。ですよので、制度について、2 番目の人や 3 番目の人でも落札できるよな形をもう少し検討する必要があるのではないかよと思います。いつでも 1 番の人のみでは企業の健全な発展がとてできませんよので、経営力と技術力が優れているんだから、そこさえ残ればいい、それが 1 番なんだよよというよなことで良いのかどうか、その辺を少し考えていかななくてはならないのではないかよという感じがいたします。

**【美馬委員長】**

要するに、簡易型、特別簡易型で、固定化するのではないかよという問題だよと思います。固定化してしまうと競争が起きないよという問題があると。そうしますと新規参入というものがほとんど

なくなってしまうと、固定化というデメリットだけが多くなる可能性がある。一方では、価格競争だけでなく加算点があるからダンピングが防止される、品質確保ができるという面もありますので、その辺のバランスをどう取るかということは非常に難しい問題です。そして、加算点が固定化するという問題は前にも出てまいりましたが、すべての事業に同じ加算点が割り振られると完全に固定化してくることになりますので、事業の内容に応じて加算点を変えていくというのが一つの手段かかもしれません。総合評価の加算点をどのように評価付けするか、一つの検討課題だと思います。

**【芳賀委員】**

もう一つ、専門工事業の件ですが、法面工事というものがございませけれども、これが総合評価型で入札された場合、土木・建築を総合的にやられている総合建設業といわれている企業の持ち点がどうしても高くなるという話や、法面工事の場合については加算点の対象となるものがいろいろと限定されるというような話も聞きます。ある程度専門業者で今まで落札できた法面工事が総合建設業者に落札されてしまい圧迫されていると、そして、総合建設業者の下請を行うというようなことがあると、総合建設業者の中にも法面工事をきちんと行った実績等のある企業もある反面、法面専門業者が苦しんでいるというような話を聞いているものですから、その辺について、例えば条件付であるとか、そういうものでの検討も必要ではないのかなと思います。

**【美馬委員長】**

この問題も総合評価の問題ですね。専門分野に強い、あるいは実績があるというようなことを、どのように評価していくかと。小さいけれども特定の分野には強い企業がある。そういうものをきちんと評価するというのも一つの課題になるのではないかと。これも、総合評価の加算点の問題の一つだということには理解しております。今後の検討課題かと思えます。他にいかがですか。

**【安齋委員】**

参考意見ですが、もともと検証委員会で総合評価方式を検討しなさいとはしたのですが、その当時、ここまで総合評価方式が拡大するとは私は思っていませんでした。特別簡易型が当時はなくて、その後に特別簡易型ができたものですから、総合評価方式がここまで拡大するとは当時は想定できなかったのです。それから、もう一つ、総合評価方式は価格競争でなく非価格競争になりますので、省略していえば地域ナンバーワンの会社がどうしても有利になってしまいますということで、そういう意味では指名競争入札より良くない制度ですと、拡大に関しては賛成しませんということをおも私は今まで何度も言ってきたのですが、これは業界の方で要求してきたのです。結局、県の方もそれを受け入れてここまでの拡大という形になったのですが、業界の方ではどこまで検討してこれを要求してきたのかということが私の疑問です。

**【美馬委員長】**

そうですね。価格競争から総合評価方式の方に移ってきたのですが、これがベストというものはなかなかなくて、やはり試行錯誤の中で今後とも改良していかなくてはならないと。今の特別簡易型は、加算点の比重が高すぎるというデメリットが出ているのではないかとこの問題もありませんということだと思います。

**【安齋委員】**

もう一ついうと、1点を金額に換算するといくらになるか試算してくださいという形で以前質問して回答ありましたが、例えば8点とか10点違うと、数百万円に影響するということになりますね。総合評価方式を勉強している業者だと、そこまで計算しているようです。2番手の会社は多分あそこだろう、そうすると数点の点差があるから、その会社がおそらく入れるであろう金額より数百万円高い金額を入れても逆転できるだろうと、どうもそこまで計算して入札しているようです。これは総合評価方式の良くない面です。ただ、総合評価方式がまったく良くないということではなくて、どういうふう運用するかということが次の問題なのです。ですので、加算点を見直しましょうということをおも申し上げてきて、11月からは少し直っているのですが、その点に関してはもう少し検討するべきではないのかなと思っています。総合評価方式をまったく否定するわけではありません。しかし、どの方式でも問題はあるのです。その中で、とにかく試行錯誤して良い制度を作るほかないと私は思っています。

**【芳賀委員】**

安齋先生のおっしゃるとおりだと思います。現実問題として、総合評価方式ありきでスタート

している部分があるのだと私は思うのです。福島県は、良いことに条件付という冠を付けている部分があるわけですが、例えば 2,000 万円とか非常に件数の多い金額の工事についてまで総合評価を当てはめていこうということに無理があるのではないかなというように私は思います。ですから、今までの流れと反対のことを言っているような感じになりますけど、流れを見ながらその辺を考えていくということも、一つの手立てではないかと思えます。

**【美馬委員長】**

そう思いますね。要するに、価格競争から振り子を逆に振って、総合評価方式という方式を採ったのですが、これが一番良いということでもありませんし、そして、総合評価方式にもいろいろなデメリットはあります。そういう中で、どう改善していけばより良い入札制度ができるかと。ただいまの意見は、総合評価方式も完全ではありませんよという意見だったと思いますので、総合評価方式を改善するという一つの提案として、今後の検討課題だというように思います。

その他に意見交換したいことございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局の方から、その他について何かございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

今回の委員会につきましては、すでに御案内のとおり 4 月 22 日（木）午後 1 時 30 分からの開催となりますので、よろしく申し上げます。また、4 月 22 日以降の委員会の日程調整のために、皆様のお手元に日程確認表を配布いたしましたので、お手数をおかけいたしますが、4 月 2 日金曜日頃までに、事務局に提出いただけますようお願いいたします。

**【美馬委員長】**

はい。ありがとうございました。本日予定しておりました議題は終了いたしました。御協力ありがとうございました。次回の委員会、よろしく申し上げます。